

令和4年6月21日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,910
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 480,684
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 17,865	富士市 69,519	掛川市 31,346
伊東市 19,828	富士宮市 36,369	袋井市・森町 28,051
熱海市 10,595	静岡市葵区 70,571	磐田市 44,055
伊豆市 8,641	静岡市駿河区 58,353	浜松市中区 64,652
伊豆の国市 13,531	静岡市清水区 65,872	浜松市東区 35,427
函南町 10,609	焼津市 37,923	浜松市西区 29,661
三島市 30,432	藤枝市 39,981	浜松市南区 27,630
清水町・長泉町 20,418	牧之原市・吉田町 19,761	浜松市北区 25,583
裾野市 13,972	島田市・川根本町 28,931	浜松市浜北区 26,659
御殿場市・小山町 28,795	御前崎市 8,597	浜松市天竜区 7,926
沼津市 54,430	菊川市 12,365	湖西市 15,817